

都市問題等調査特別委員会資料

住民自治、地域コミュニティに関する調査 コミュニティ施策の取組について

令和6年1月15日

市 民 局

目 次

I 「コミュニティ施策の取組」の概要	…1 ページ
II 「コミュニティ施策の取組」の実施状況	…2 ページ
1 地域コミュニティの価値の共有	…2 ページ
2 自治協議会や自治会・町内会に対する支援	…3 ページ
3 市の意識改革	…8 ページ
III 「コミュニティ施策の取組」のこれまでの経緯	…10 ページ

I 「コミュニティ施策の取組」の概要

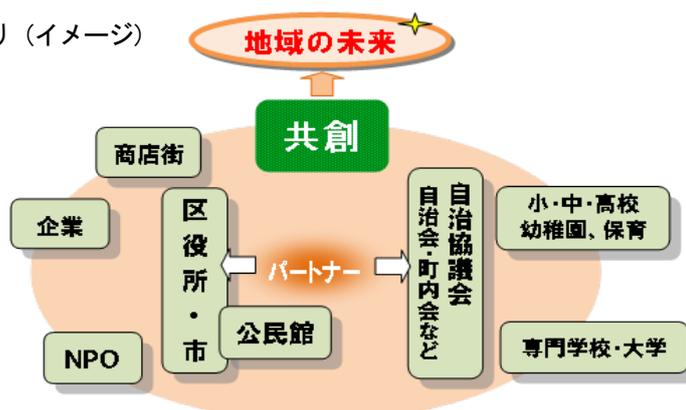
- 福岡市は、平成 16 年度の自治協議会制度発足後、自治協議会をパートナーとして、地域のまちづくりへの取組みを推進してきた。
- 平成 28 年度からは、自治協議会や自治会・町内会を中心として企業やNPO、学校など様々な主体と地域の未来を共に創っていく「共創」の地域づくりに取り組んでいる。
- 令和 3 年 7 月に「共創のまちづくり推進検討委員会」(※) から提出された報告書の内容を踏まえ、①命を守る、②暮らしを豊かにする、③地域を創るという地域コミュニティの固有の価値の継承のために必要な取組みとして、下記の通り施策を展開している。

(※) 持続可能な地域コミュニティの実現に向けて、自治協議会や自治会・町内会の位置づけや、より効果的な支援について検討するために、令和 2 年 6 月に設置。学識経験者、自治協議会等会長、自治会・町内会長、公民館長、地域活動を実践する企業・NPO の代表者など、外部委員 10 人で構成。

<コミュニティ施策の取組み>

1. 地域コミュニティの価値の共有	・・・ P 2
① 地域コミュニティの価値や役割を理解してもらうための情報発信	
② 価値の共有のための場づくり	
③ 地域コミュニティの果たす役割を条例などにより位置づけ	
2. 自治協議会や自治会・町内会に対する支援	・・・ P 3～7
(1) 地域活動への参加促進	
① 住民理解促進のために地域が行う広報活動の支援	
② 多くの住民が参加しやすい環境づくり	
③ 住民に開かれた運営や活動の推進	
④ 緩やかなつながりを生むきっかけづくり	
⑤ 公民館による支援や連携の推進	
(2) 担い手の負担軽減	
① スリム化による負担軽減	
② 自治協議会の運営基盤の強化	
3. 市の意識改革	・・・ P 8・9
① 地域コミュニティとのパートナーシップの強化	
② 依頼事項の整理・削減	

■共創のまちづくり (イメージ)



Ⅱ 「コミュニティ施策の取組」の実施状況

1 地域コミュニティの価値の共有

① 地域コミュニティの価値や役割を理解してもらうための情報発信

ア 地域コミュニティサイトの開設

- ・転入者等が気軽に地域の情報を知れるように、自治会・町内会検索や加入取次申込みなどができるWEBサイトを令和5年1月に開設。

【主な機能】

- ◇自治会・町内会、自治協議会の概要説明
- ◇自治会・町内会への加入取次申込み
- ◇地域活動情報の発信
- ◇住所検索から自治会・町内会、自治協議会、公民館の情報（HP、SNS等）を表示



イ 自治会・町内会の案内チラシの作成・配付

- ・自治協議会等7区会長会監修のもと、これまで使用していたチラシを令和4年度に全面改訂し、転入者向けに区役所窓口や関係機関などで配布するほか、必要に応じて地域へ配付。
- ・地域コミュニティサイト「ふくこみ」にリンクする二次元バーコードや転入者向けの地域活動に関するQ&Aなどをチラシに掲載。
- ・英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語版も作成し、外国人転入者向けに配付。

ウ 市政だよりへの記事掲載

- ・市政だより「区版」を中心に、地域における取組みを紹介する記事を随時掲載。
【令和4年度実績】58回掲載

② 価値の共有のための場づくり

ア 小学校教育との連携

- ・子どもの頃から地域活動を身近に感じることができるよう、小学2年生の街散策の授業で活用できるリーフレット「わくわくまちたんけんマップ」を作成し、市内の全小学校へ配付。
【令和5年度実績】約15,000部配付

③ 地域コミュニティの果たす役割を条例などにより位置づけ

ア 「福岡市共創による地域コミュニティ活性化条例」の制定（令和4年4月1日施行）

- ・地域コミュニティ固有の価値の共有・継承などを基本理念とし、自治協議会や自治会・町内会を法的に位置づけるとともに、地域の負担軽減に関する市の責務などを規定。

2 自治協議会や自治会・町内会に対する支援

(1) 地域活動への参加促進

① 住民理解促進のために地域が行う広報活動の支援

ア 地域広報アドバイザーの配置

- ・地域による広報活動の支援や地域情報を発信する会計年度任用職員を令和4年度から各区1名ずつ配置。
- ・自治協議会や自治会・町内会をバックアップし、ブログやSNS等による情報発信を支援。

イ 共創による地域づくりアドバイザーの派遣

- ・地域活動について技能・知識等を持ち、助言や指導を行う「共創による地域づくりアドバイザー」として登録されている株式会社ジェイコム九州が、自治協議会や自治会・町内会が運営するブログ・ホームページのフォローアップや操作方法などを支援。

② 多くの住民が参加しやすい環境づくり

ア 自治協議会共創補助金

- ・自治協議会が主体的に活用できる補助金を申請に応じて交付。

■補助金の額

人口数	～2,000人	2,001人 ～5,000人	5,001人 ～10,000人	10,001人 ～15,000人	15,001人～
補助金限度額	253万円	295万円	337万円	369万円	401万円

- ・地域の特性に応じた主体的な取組みを促進するとともに、自治協議会の安定的な運営を支援するために、令和4年度に用途を柔軟化。

◇まちづくり基本事業（6分野10項目）の取扱いを、「必須」から「推奨」に変更。

◇運営費の割合を、おおむね「3分の1以内」から「2分の1以内」に引上げ。

【令和4年度実績】150自治協議会へ交付

イ 町内会活動支援事業補助金

- ・「地域デビュー応援事業補助金」を拡充した「町内会活動支援事業補助金」を令和4年度に創設し、自治会・町内会が主体的に行う地域の活性化や課題解決のための活動を支援。

（補助率1/2・上限5万円又は補助率4/5・上限10万円）

【令和4年度実績】178件交付

ウ ふくおか共創パートナー企業の普及

- 自治協議会や自治会・町内会と共に地域活動に取り組む企業、商店街、学校、NPO等の事業者を「ふくおか共創パートナー企業」として登録し、その取組内容を市ホームページにて紹介。
- 普及推進のため、業界団体を通じた募集チラシ配付の他、登録企業に「のぼり旗」を贈呈。

【登録事業者数】236 事業者
(令和5年11月末時点)

■「のぼり旗」



エ 地域活動貢献企業の認定

- ふくおか共創パートナー企業のうち、過去1年以内における地域活動への貢献実績などを要件に、「地域活動貢献企業」として認定する制度を令和5年度から開始。
- 認定事業者が市の登録企業である場合は、市との契約上の優遇措置を適用するほか、すべての事業者に「認定のぼり旗」を贈呈。

【認定事業者数】119 事業者 (令和5年11月末時点)

オ 不動産事業者との連携

- 全国不動産協会福岡県本部、宅建協会中央支部と協議し、会員の不動産事業者を通じて、入居契約者への自治会・町内会案内チラシの配付を依頼。また、UR都市機構福岡営業センターにおいて、自治会・町内会案内チラシの継続配付を依頼。

カ 自治貢献者・地域活動に特に貢献する事業者への感謝状の贈呈

- 自治協議会等の会長退任者に対し感謝状を贈呈。
- 地域活動に特に貢献している事業者に対し、地域活動への継続的な支援を促すことを目的に、感謝状を贈呈。

【令和5年度実績】

対象者：自治貢献者数 10人
事業者数 15 事業者

贈呈式：令和5年12月5日

「共創」自治協議会サミット」中で実施

■感謝状贈呈



③ 住民に開かれた運営や活動の推進

ア 自治協議会、自治会・町内会向けの各種研修会の開催

- ・自治協議会活動の活性化に向け、各区において自治協議会役員や新任自治会長・町内会長などを対象とした各種研修会（会計に関するもの、広報に関するもの等）を開催。

【令和4年度実績】39回開催

イ 地域活動に関する手引書等の配付

- ・自治会・町内会運営の基本的マニュアルである「自治会活動ハンドブックー第2次改訂版ー」や、実際の活動現場で生まれたアイデアやノウハウ、先進的な取り組みを、運営や活動の場面ごとにまとめた事例集「自治会長の知恵袋」、自治会等の活動に関する基礎知識や参考となる事例などをまとめた冊子「ふくおか自治会ミニブック」を作成し、配布。

④ 緩やかなつながりを生むきっかけづくり

ア 地域で防災応援パック

- ・活動のアイデアやノウハウ・きっかけづくりのために、防災を切り口とした「楽しく」「無理なく」「そのまま使える」活動パッケージを、令和5年度から自治会・町内会や自治協議会に提供し、各地域で活動を実施。

【活動メニュー】

- ①防災工作教室
- ②防災デイキャンプ
- ③防災にも役立つ！ピザ窯づくり&ピザづくり体験

イ 「“共創”自治協議会サミット」の開催

- ・「共創」の取組みを推進するため、各校区における特徴的な取組み事例を発表し、共有する「“共創”自治協議会サミット」を福岡市自治協議会等7区会長会との共催により開催。

【令和5年度実績】

開催日時：令和5年12月5日（火）13：30～15：30

会 場：なみきスクエア なみきホール

参加人数：約600人（自治協議会関係者、市民など）

■「“共創”自治協議会サミット」



ウ 共創の取組み推進に向けた職員研修会の実施

- ・地域支援課職員が地域や企業等からの相談に応じて効果的にコーディネートしていくことができるよう、地域と企業等をつなぐ手順やノウハウ等を学ぶ研修会を開催。

⑤ 公民館による支援や連携の推進

ア 公民館主催事業（地域の担い手パワーアップ事業）

- ・地域の担い手育成など公民館の機能強化のため、公民館職員の資質向上を図る研修を実施するとともに、各公民館が地域の実情に応じた担い手育成のための取組みを展開。

【令和4年度実績】103館（講座実施館数）

イ 地域のデジタル化支援事業

- ・地域住民のデジタル化を支援するため、スマートフォンの使い方等を学べる講座（公民館スマホ塾）を開催するなど、公民館においてICTを活用した学習機会を提供。

【実施館数（累計）】127館（令和5年3月末時点）

■公民館スマホ塾



ウ 自治協議会等との連携による効果的・効率的な事業の推進

- ・公民館運営懇話会（地域団体の代表者等で構成）等を通して、地域の課題を把握するとともに、公民館と区の連携を強化し、さまざまな地域課題に応じた学習機会を提供。
- ・地域との情報共有や役割分担などにより、地域が自主的・主体的に行う事業と公民館事業の重複を避け、効果的な事業を実施。
- ・区においては、公民館長と自治協議会会長の合同研修会を実施するなど、地域課題などを把握する工夫を実施。

エ 公民館による自治協議会等の地域コミュニティ支援の充実

- ・地域団体の活動や行事に資する情報提供や施設提供などの支援を実施。
- ・公民館ブログや公民館だよりを活用し、地域団体の活動や行事などの情報発信を支援。

■公民館ブログ



オ 公民館職員への研修などの実施

- ・職員の資質向上を図るため、各区で自治協議会との連携やコミュニティの支援、生涯学習、人権教育に関する研修などを実施するとともに、新任公民館職員を対象とした研修を実施。

(2) 担い手の負担軽減

① スリム化による負担軽減

ア 地域の取組事例の共有

- ・コロナ下で工夫して実施した活動などの事例集を作成し、自治協議会へ提供（令和5年1月）。

イ オンラインなどの活用支援

- ・地域広報アドバイザーや公民館職員などの市職員や、共創による地域づくりアドバイザーなどの外部の専門家が、地域活動におけるオンライン会議の実施やICT活用を支援。

② 自治協議会の運営基盤の強化

ア 共創による地域づくりアドバイザーの派遣

- ・地域活動について技能・知識等を持ち、助言や指導ができる人材・団体を「共創による地域づくりアドバイザー」として登録し、地域の要望に応じて派遣することで、地域コミュニティの円滑な運営や活動の活性化を推進。

【登録数】19人、9団体（令和5年11月末時点）

【令和5年度実績】29団体派遣（令和5年11月末時点）

※防災訓練などの地域防災に関することや、夏祭りや運動会の開催に当たっての多様な主体との連携に関すること、広報活動などの団体運営に関することなどの助言・指導のための派遣。

■共創による地域づくりアドバイザーが支援して開催した「大名夏祭り」



イ 自治会・町内会の法人認可（地縁団体認可）

- ・自治会・町内会等の地縁による団体について、申請に応じ法人として認可。

【認可地縁団体数】371団体（令和5年11月末時点）

3 市の意識改革

① 地域コミュニティとのパートナーシップの強化

ア 地域支援課職員の増員

- ・地域の実情に応じたよりきめ細かな支援を行うため、令和4年度に各区地域支援課の係長を合計9名増員するとともに、地域広報アドバイザー（会計年度職員）を各区1名（計7名）新設。

イ 職員の意識改革

- ・共創の地域づくりに向けて、地域に対する職員の意識改革や事業の進め方の見直しなどに全庁を挙げて取り組むため、市長を本部長とする『福岡市共創の地域づくり推進本部会議』を実施。

【令和5年度実績】

開催日：令和5年10月10日（火）

主な内容：地域コミュニティが抱える課題、「共創の地域づくり」に向けて必要な市の取組みについての共有等

- ・共創の地域づくりについての職員の理解を深めるため、全職員を対象とするeラーニング研修や、新任教頭や新規採用職員を対象とする研修を毎年度実施。
- ・すべての職員が、地域とともに住みよいまちをつくっていくために備えるべき基本的事項をまとめた『「共創」の地域づくりの手引』をイントラネット上に掲載。

ウ 職員の地域活動への参加促進

- ・市職員の自主的な地域活動参加を促進するために、令和4年度から環境整備。

【職免制度の創設】

自治会・町内会等の総会、役員会及び定例会に参加する場合における職免制度を創設。

【手続きの簡素化】

自治会等の役員就任に伴う営利企業従事等許可申請手続を簡素化。

② 依頼事項の整理・削減

ア 自治協議会等への協力依頼に関する規則制定とガイドラインの制定

- ・市から地域への協力依頼を見直し、良好で持続可能な地域コミュニティの形成を図るため、地域への協力依頼に関する基本事項や考え方、手続などを規定する、「福岡市町内会等及び自治協議会への協力依頼に関する規則」や、「自治協議会等への協力依頼ガイドライン」を令和4年度に策定。

【福岡市町内会等及び自治協議会への協力依頼に関する規則】

地域へ協力依頼を行うに当たっての基本原則

1. 協力依頼を行うことが市の事務事業の実施に必要な不可欠であること。
2. 協力依頼に応じるか否かは、町内会等及び自治協議会の任意によるものであること。
3. 協力依頼に対し、町内会等及び自治協議会が円滑に対応できるよう必要な措置が講じられること。

【自治協議会等への協力依頼ガイドライン】

地域へ協力依頼を行うに当たって実施すべき、必要性の再確認や実施方法の見直しのポイントなどを詳細に記載したもの。

イ 依頼事項一覧表の地域への提示

- ・地域の負担軽減に向けた新たな取組みとして、令和5年度から、会議への出席依頼や委員の推薦依頼など、市から地域へ行われる依頼事項の「見える化」を目的に、「市から地域への協力依頼等予定事項一覧表」を作成し地域へ提供。
- ・当該一覧表を基に、協力依頼の見直しに向けた7区会長会との意見交換を実施。

ウ 地域の負担軽減に向けた全庁をあげた取組みの推進

- ・市長を本部長とする『福岡市共創の地域づくり推進本部会議』において、行政からの依頼が大きな負担となり、自治活動の妨げとなっていることを説明し、「地域への依頼事項の見直し」を推進。

Ⅲ 「コミュニティ施策の取組」のこれまでの経緯

年 月	主 な 内 容
平成 16 年 4 月	自治協議会制度がスタート、各区に地域支援部を設置 ～市の提案を受け、各校区で自治協議会を設立～
平成 18 年 10 月	「福岡市コミュニティ関連施策のあり方検討会」が検討を開始 ⇒ 平成 16 年 4 月に開始した新たなコミュニティ施策の成果・課題の検証及び今後のコミュニティに関する施策のあり方の検討を開始。
平成 20 年 10 月	「福岡市コミュニティ関連施策のあり方検討会」が最終提言を市に提出 ⇒ 「コミュニティにおいて自治が行われている」「コミュニティと市が共働している」の 2 つの目指すべき姿、今後の取組みの方向が示された。
平成 21 年 4 月	「福岡市『コミュニティとの共働』推進本部」（現在の名称は「福岡市『共創の地域づくり』推進本部」）を設置（市長を本部長とする）
8 月	「福岡市コミュニティ施策推進委員会」（現在の名称は「共創による地域づくり推進協議会」）を設置（外部委員を中心に構成）
平成 26 年 7 月	「地域のまち・絆づくり検討委員会」が検討を開始 ⇒ 地域コミュニティによるまちづくりの推進と、それに向けた地域と行政の共働について検討を開始。
平成 27 年 10 月	「地域のまち・絆づくり検討委員会」が最終提言を市に提出 ⇒ 今後のまちづくりの目標とすべき地域のあり方として、地域コミュニティの目指す姿や今後の取組みの方向性が示された。
平成 28 年 4 月	「共創」の取組みを開始
令和 2 年 6 月	「福岡市共創のまちづくり推進検討委員会」が検討を開始 ⇒ 自治協議会や自治会・町内会の位置づけや地域への支援のあり方などについて検討を開始。
令和 3 年 7 月	「福岡市共創のまちづくり推進検討委員会」が報告書を市に提出 ⇒ 持続可能な地域コミュニティづくりに向けた市の取組みとして、「地域コミュニティの価値（大切さ）の共有」、「自治協議会や自治会・町内会に対する支援」、「市の意識改革」の 3 つの方向性が示された。
令和 4 年 4 月	「福岡市共創による地域コミュニティ活性化条例」施行 「福岡市町内会等及び自治協議会への協力依頼に関する規則」施行